

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 文部科学省・文化庁 ☒ 県 担当部局 教育委員会事務局 ☐ その他 名 称		
件名	10 公立社会教育施設災害復旧事業における「特定地方公共団体」指定要件の廃止と、「改良復旧」への対象の拡大について		
提案市	佐久市、千曲市		
提案要旨	公立社会教育施設災害復旧事業について、「激甚災害」時に必要となる「特定地方公共団体」指定の要件を廃止し、被災施設に対し補助が受けられるようにするとともに、「原形復旧」のみを財政支援の対象とするのではなく、いわゆる「改良復旧」についても対象とするよう拡大を要望する。		
提案理由	令和元年東日本台風の豪雨により、佐久市及び千曲市では、文化施設（文化ホール）の地下にある空調等機械室が浸水し、復旧までの長期にわたる休館をせざるを得ない状況になっている。地球温暖化などの影響により、今後さらに豪雨の発生の頻度が高まると見込まれることから、文化施設の復旧に当たっては、同様の被害を受けないようにするため、機械室等の地上への移設、浸水を防ぐ工事等を考えている。 そのような中、公立社会教育施設災害復旧事業は、「特定地方公共団体」の指定が要件となっており、指定されない場合は、市の単独事業として復旧を行うこととなり、復旧費用も高額なため財政的な負担が大きい。また、令和２年度に対象範囲が拡充される機能強化を前提とした「緊急防災・減災事業」とは、制度が異なることにより、これらを併用した場合には、相容れない部分が出てくることが想定され、財政負担となることが懸念される。		
現況及び課題等	公立社会教育施設災害復旧事業は、「特定地方公共団体」の指定が要件であり、指定されない場合は、国の補助を受けられず、市の単独事業として復旧を行うこととなる。また、「原形復旧」が原則とされていることから、今後の防災・減災に資する、施設周辺の整備を含めた、いわゆる抜本的な「改良復旧」については対象となっていない。		
法令関係	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（第16条）		